（文部科学省組織規則の一部改正）

第四条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官） **第五十七条**　［略］ ２　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務に関すること（資金運用企画室の所掌に属するものを除く。）。 三　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に関すること。 ３　大学研究力強化室に、室長を置く。 ４　資金運用企画室は、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同法第二十七条第二項に規定する助成資金運用の業務に関する事務をつかさどる。 ５・６　［略］	（大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官） **第五十七条**　［同上］ ２　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること（資金運用企画室の所掌に属するものを除く。）。 ［号を加える。］ ３　大学研究力強化室に、室長一人を置く。 ４　資金運用企画室は、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同法第二十七条第二項に規定する助成資金運用の業務に関する事務をつかさどる。 ５・６　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第１号（第１条第１項関係）

国際卓越研究大学に係る認定申請書

年　月　日

文部科学大臣　殿

申請者
主たる事務所の所在地

大学の名称
大学の所在地

法人代表者

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（以下「法」という。）第４条第２項の規定に基づき、国際卓越研究大学の認定を申請します。

（備考）

１　「申請者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の名称を記載すること。

２　「主たる事務所の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の主たる事務所の所在地を記載すること。

３　「大学の名称」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の名称を記載すること。

４　「大学の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の所在地を記載すること。

５　「法人代表者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者を代表し、その業務を総理する者の氏名を記載すること。

６　申請者は、法第４条第２項の規定に基づき、本申請書に加え、法第４条第３項各号のいずれにも該当していることを証する書類を併せて提出すること。